

令和7年度
(2025年度)

要 覧



現在の総合教育センター（昭和61年5月1日開所）



富士見時代



塚越時代

川崎市総合教育センター

Kawasaki City Comprehensive Education Center

<https://kawasaki-edu.jp/>

目次

設立からの経緯	1
沿革	2
特徴	4
組織・機構	5
委員等	8
研究・研修	9
●各センターの専門性を生かした協働的な研究と研修の推進	
学校支援	10
●学校支援の充実	
教育相談	11
●多くの機能を生かした相談体制の充実	
平面図	12
施設概要	14
条例・規則・要綱	19
案内図	29

設立からの経緯

本市では、昭和24年に教育研究所を設立し、教育に関する調査研究、教職員の研修、教育相談などの事業を進めてきた。その後、社会情勢の変化に伴い、多様化した教育的諸課題の解決、高度情報通信社会及び生涯学習社会への対応など新しい教育に対する要望が高まり、ここに長期的見通しに立った時代の要請に応じる新しい施設として、「総合教育センター」を建設する運びとなった。

昭和61年5月に開所したこの施設には、

- 1 学校教育・社会教育・家庭教育に関して、時代に適応した基本的、実践的、先導的な調査研究及び教育関係職員などの研修を受け持つ「教育センター」
- 2 市民の要請に応じて、幅広い内容を持つ教育相談及び特別な教育的ニーズのある子どもへの支援を中心とする「教育相談・特別支援センター」
- 3 教育に関する情報及び資料・教材などの整備・蓄積と提供サービスを行う先端的情報処理機能を併せ持つ「情報教育・視聴覚センター」の三つの部門が組み込まれた。

そして、これらが単なる複合施設にとどまることなく、それぞれの特性を發揮しながら、相互の関連を密にして機能することにより、さらなる相乗効果をあげ、本市における教育の充実及び振興を図ることを目的として設立された。

また、その後の経緯として、時代のニーズや本市の組織改正などの影響により、生涯学習や幼児教育など実際に取り組むを行う所管に業務を移管して、総合教育センターを本来の学校教育のニーズに最大限応えることができるようにした。平成17年にはカリキュラムセンター、情報・視聴覚センター、特別支援教育センター、教育相談センターに名称を変更し、総務室と併せ4センター、1室により教育課題に取り組んでいる。

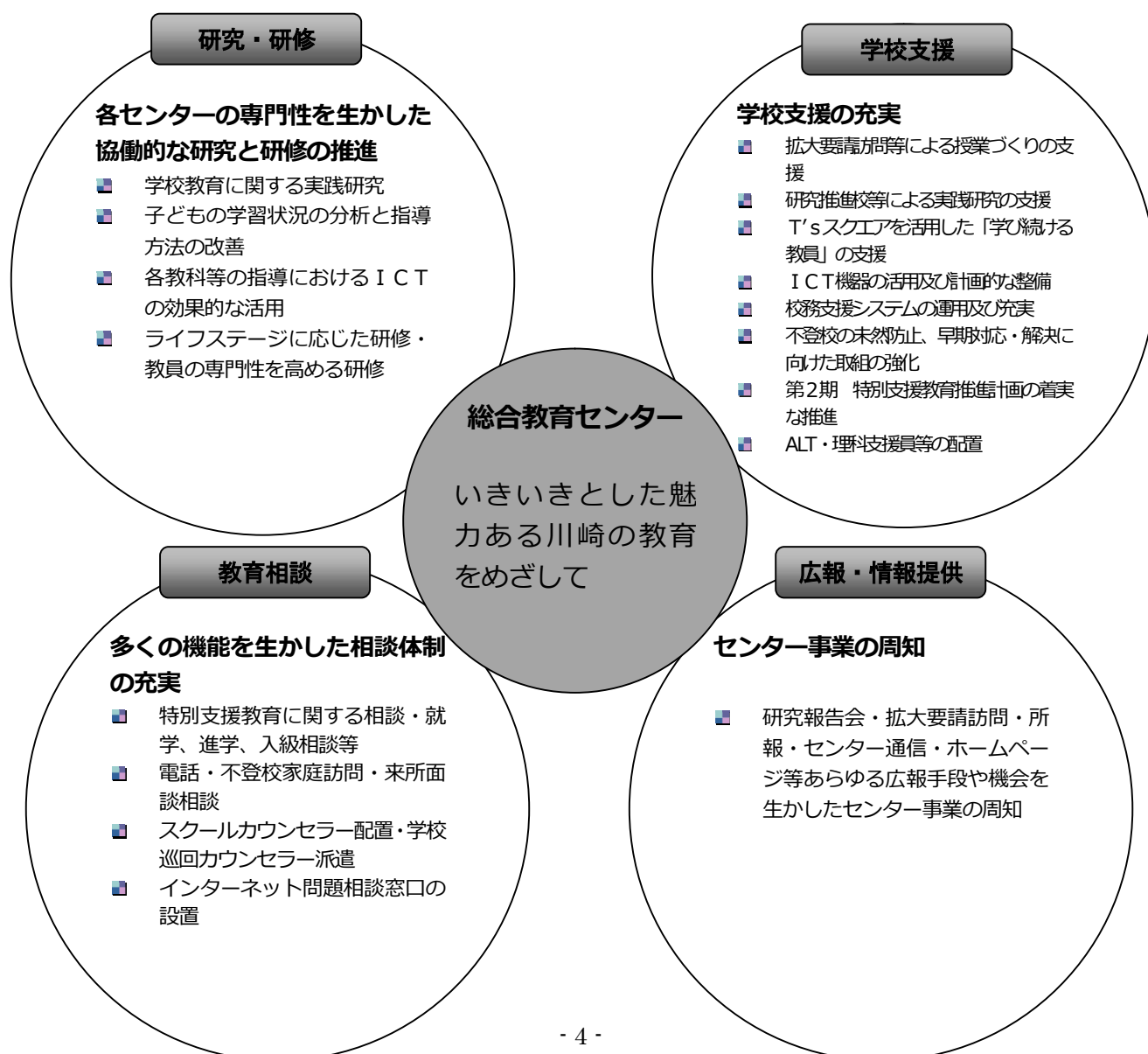
沿革

昭和 24 年 11 月 1 日	「川崎市教育研究所規程」が公布され川崎市立図書館内に事務所を設置
昭和 28 年 6 月 1 日	川崎市富士見町 1 8 0 番地に事務所を新築
昭和 38 年 5 月 7 日	川崎市塚越 1 丁目 6 0 番地に新庁舎を竣工
昭和 49 年 3 月 31 日	運営委員会から総合教育センター建設構想の趣意書が提出
昭和 54 年 11 月 19 日	教育研究所創立 3 0 周年記念式典を挙
昭和 55 年 6 月 24 日	最終調査報告書が提出
昭和 60 年 12 月 16 日	現在地に総合教育センターを竣工
昭和 61 年 5 月 1 日	川崎市総合教育センターを開所し、「川崎市総合教育センター条例」、「同運営規則・処務規則」を施行
平成 3 年 10 月 31 日	関東地区教育研究所連盟研究発表大会を開催
平成 4 年 7 月 1~3 日	第 4 2 回指定都市教育研究所連盟総会・研究協議会を開催
平成 5 年 9 月 1 日	川崎市適応指導教室を開設（ゆうゆう広場「さいわい」）
平成 6 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センター処務規則」を改正、内部組織（研究室名）の改称・教育相談センターを新設
平成 6 年 11 月 25 日	神奈川県教育研究所連盟研究発表大会を開催
平成 6 年 11 月 30 日	川崎市教育情報ネットワークの運用を開始
平成 7 年 4 月 1 日	川崎市適応指導教室を開設（ゆうゆう広場「たま」）
平成 8 年 3 月 16 日	総合教育センター創立 1 0 周年記念式典を挙
平成 8 年 11 月 7~8 日	関東地区教育研究所連盟・教育相談、心身障害児教育部会研究協議会を開催
平成 10 年 5 月 21~22 日	関東地区教育研究所連盟総会・研究協議会を開催
平成 11 年 1 月 8 日	川崎市適応指導教室を開設（ゆうゆう広場「あさお」）
平成 12 年 12 月 7~8 日	全国教育研究所連盟教育指導等研究協議会川崎大会を開催
平成 13 年 9 月 14 日	教育情報衛星通信ネットワーク設備を設置
平成 13 年 10 月 1 日	子育て広場「かわさき」「ふるいちば」の試行を開
平成 13 年 10 月 17 日	全国適応指導教室連絡協議会関東地域会議川崎大会を開催
平成 14 年 4 月 1 日	「総合教育センター運営規則・処務規則」を改正、幼児教育センターを新設
平成 15 年 4 月 1 日	「総合教育センター運営規則」を改正、塚越分室を塚越相談室に改称あわせて教育会館、ゆうゆう広場、子育て広場をセンターの事業及び実施場所として別表に明記
平成 15 年 5 月 22~23 日	第 5 3 回指定都市教育研究所連盟総会・研究協議会を開催
平成 15 年 10 月 1 日	子育て広場「むかい」「すみよし」「かじがや」「さぎぬま」「すがお」「みなみゆりがおか」を開

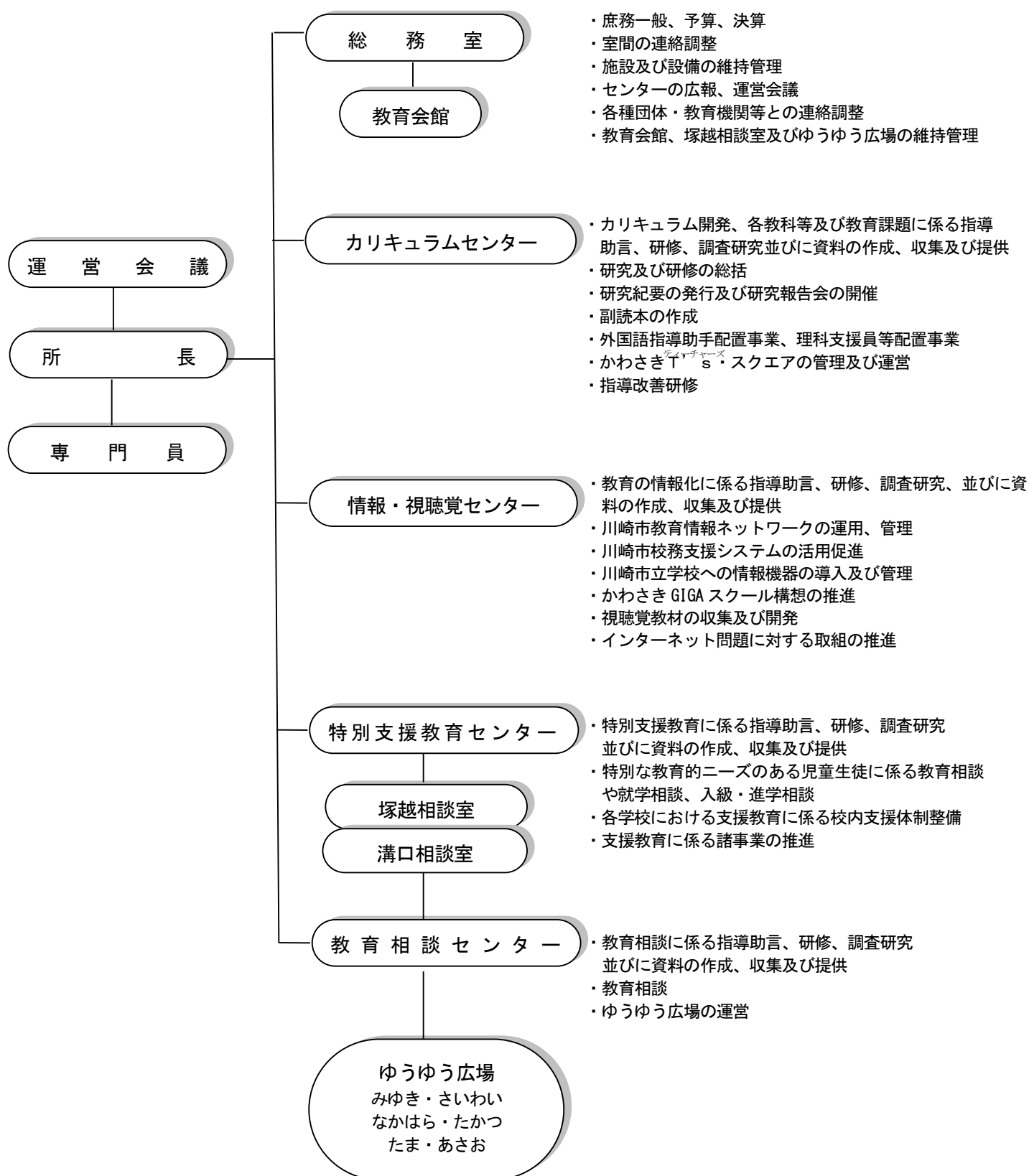
平成 16 年 9 月 1 日	夜間利用（火～金曜日）を開始
平成 17 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センター処務規則」を改正、組織再編・研究室名の一部改称、子育て広場（8ヶ所）を健康福祉局に移管、第2・4土曜日を開所
平成 19 年 3 月 1 日	総合教育センター創立20周年記念誌を刊行
平成 19 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センター条例」を改正
平成 19 年 7 月 1 日	ゆうゆう広場「あさお」を、麻生区上麻生に移転し、のびのびファームを併設
平成 19 年 10 月 26 日	関東地区教育研究所連盟第79回研究発表大会・第2回委員会を開催
平成 21 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センター処務規則」を改正、事務分掌名を一部改称
平成 21 年 5 月 1 日	「川崎市総合教育センター運営規則」を改正、ゆうゆう広場「みゆき」を開設
平成 22 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センター運営規則・処務規則」を改正、幼児教育センターを閉設、業務を市民・こども局及び各区こども支援室に移管
平成 22 年 5 月 6 日	「川崎市総合教育センター運営規則」を改正、ゆうゆう広場「なかはら」を開設
平成 23 年 3 月 25 日	「塚越相談室」ゆうゆう広場「さいわい」の建て替え工事完了
平成 23 年 4 月 1 日	総合教育センター内の「教育情報サロン」を改革し、『かわさきT's・スクエア』を開設
平成 24 年 5 月 1 日	「川崎市総合教育センター運営規則」を改正、ゆうゆう広場「たかつ」を開設
平成 24 年 10 月 12 日	第59回神奈川県教育研究所連盟研究発表大会を開催
平成 25 年 10 月 28 日	都道府県指定都市教育センター所長協議会物理分科会（第49回）研究協議会及び研究発表会開催
平成 26 年 4 月 1 日	校務支援システム本格稼働 インターネット問題相談窓口 本庁より移管
平成 27 年 5 月 20～22 日	第65回指定都市研究所連盟 幹事都市として第65回総会、研究協議会を開催
平成 28 年 1 月 28～29 日	第65回指定都市研究所連盟ブロック会議開催
平成 28 年 10 月 14 日	第63回神奈川県教育研究所連盟教育研究発表大会を開催
平成 30 年 4 月 1 日	「川崎市総合教育センターの施設等の使用に関する要綱」を施行
令和 2 年 4 月 1 日	新校務支援システム本格稼働
令和 3 年 3 月 31 日	GIGA スクール構想端末整備（小・中学校：Chromebook、特別支援学校（義務教育段階）：iPad、その他教職員用端末） 総合教育センター内の無線 LAN ネットワークを整備 総合教育センター内のテレビ会議システムを整備
令和 3 年 4 月 1 日	総合教育センター内の「教材開発室」を改修し、情報・視聴覚センター（GIGA スクール推進担当室整備）を拡張 総合教育センター・学校等新ウェブサイト（CMS）の本格稼働
令和 5 年 10 月 19～20 日	第47回全国特別支援教育センター協議会川崎市大会開催

特 徴

- ・総合教育センターは「カリキュラムセンター」「情報・視聴覚センター」「特別支援教育センター」「教育相談センター」の四つのセンターと総務室により構成されており、それぞれが有機的に運営され、総合的な教育機関としての役割を果たす。
- ・教育を考える機関にふさわしく、施設そのものの魅力と個性化をめざすとともに、多様化する要請に応じられるよう、各室とも画一化を避け、機能及び形状に特性を持たせる。
- ・各センターの専門性を生かした協働的な研究と研修の充実を図る。
- ・各センターとも、情報の蓄積・整備による資料の即時検索を行い、調査・研究及び研修の一層の効率化を図る。
- ・各センターの専門スタッフ相互の活用を図り、複雑で予測が困難な社会情勢に適応したプロジェクト研究の推進を図る。
- ・急速な情報化社会に対応した、各種情報提供システムを構築する。

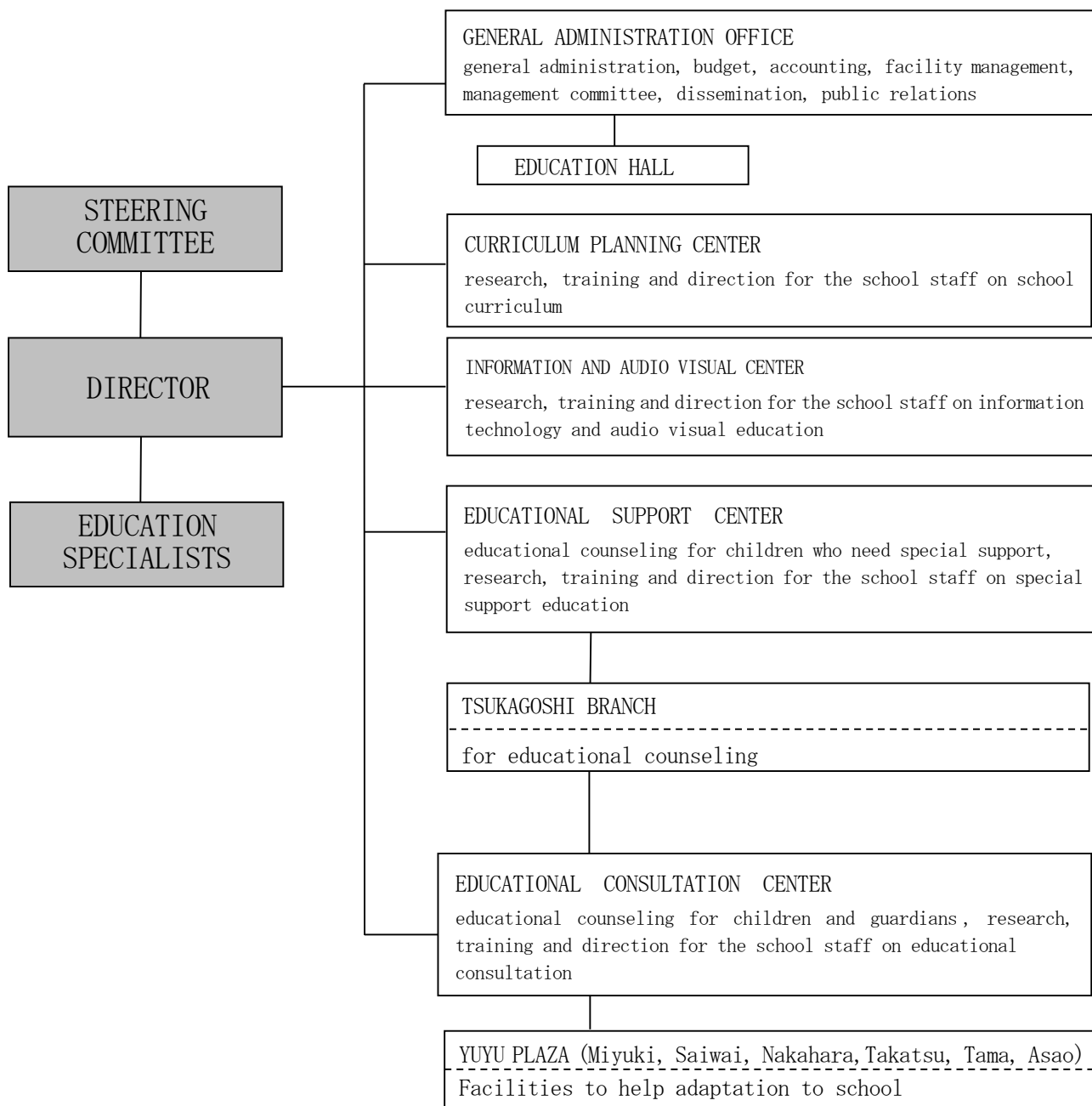


組織・機構



組織図英語版

KAWASAKI CITY COMPREHENSIVE EDUCATION CENTER



●会 議

管理者会議（月2回）

センターの管理運営に係る重要事項について審議する。

学校支援連絡調整会議（年3回）

学校教育部、教育政策室、生涯学習部及びセンターの連絡調整並びに情報の共有化を図る。

所員会（年1回）

年度初めに所員が一堂に会し、センターの諸事項について共通理解を図る。

衛生委員会（月1回）

労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項等を調査審議する。

研究推進担当者会議（月1回）

研究の全体計画、研究会議の調整、推進

研修推進担当者会議（月1回）

研修の全体計画、調整、推進

情報化推進担当者会議（月1回）

情報教育に係る課題の調査及び研究の推進
図書資料の収集、提供についての計画、推進

広報担当者会議（月1回）

『所報』及び『センター通信』発行等の広報活動の計画、推進

●指導主事研修（年3回）

指導主事の役割についての共通理解や資質・能力の向上を図る。

委員等

運営委員

	氏名	現職	専門領域
1	宮下大志	川崎市PTA連絡協議会会長	社会教育
2	小松郁夫	京都大学特任教授	学校経営
3	有元典文	横浜国立大学教授	学習環境
4	塚田庸子	神奈川CST協会会長	理科教育
5	赤堀侃司	東京科学大学名誉教授	情報教育
6	池田延行	国土舘大学名誉教授	保健体育
7	橋本博子	神奈川県警察本部 少年相談・保護センター	児童生徒指導
8	竹田文夫	元玉川大学教職大学院教授	学級・学校経営
9	関戸英紀	東海大学教授	特別支援教育
10	小林勝弘	川崎市立小学校長会会長（川崎市立西菅小学校校長）	小学校教育
11	猫橋則文	川崎市立中学校長会会長（川崎市立富士見中学校校長）	中学校教育
12	濱野雄功	川崎市立高等学校長会会長（川崎市立川崎総合化学高等学校校長）	高校教育
13	稲葉武	川崎市特別支援学校長会会長（川崎市立中央支援学校校長）	特別支援教育
14	石村卓也	川崎市教職員組合執行委員長	学校教育

専門員

	氏名	現職	専門領域
1	工藤文三	浦和大学特任教授	教育課程
2	森本信也	横浜国立大学名誉教授	教育評価
3	中島香澄	東海大学教授	教育相談
4	高木展郎	横浜国立大学名誉教授	学習評価
5	永井 撤	原町田心理相談室主宰	教育心理学
6	原 克彦	目白大学教授	情報モラル教育
7	霜田浩信	群馬大学教授	特別支援教育
8	田中信市	東京国際大学大学院教授	臨床心理学
9	野中陽一	横浜国立大学教授	教育の情報化
10	小林宏己	早稲田大学名誉教授	カリキュラム開発
11	佐見由紀子	東京学芸大学教授	健康教育
12	両角達男	横浜国立大学教授	算数・数学科教育
13	太田 洋	東京家政大学教授	英語教育
14	岡田 弘	元東京聖栄大学教授	学級経営

教育相談センター専門員

	氏名	現職	専門領域
1	古莊純一	青山学院大学教授	小児精神医学
2	鵜養美昭	日本女子大学名誉教授	臨床心理学

研究・研修

各センターの専門性を生かした協働的な 研究と研修の推進

📖 学校教育に関する実践研究

- ・ 学校教育に関する調査・基礎研究
- ・ 各学校の教育実践に資する研究の推進

📖 子どもの学習状況の分析と指導方法の改善

- ・ 習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実
- ・ 本市及び全国学力・学習状況調査の分析

📖 各教科等の指導における I C T の効果的な活用

- ・ 情報活用能力を育成する授業づくり
- ・ G I G A スクール構想における段階的な I C T 活用に関する研究
- ・ 教育情報化推進モデル校との共同研究

📖 ライフステージ研修・教員の専門性を高める研修

- ・ ライフステージに応じた研修の実施
初任者、中堅教諭等、勤務年数等、新任総括、管理職
- ・ 経験に応じた研修
新任教務、教科別実技、教科指導力向上 等
- ・ その職に応じた研修
養護教諭、外国語教育推進担当者、支援教育コーディネーター、
G I G A スクール構想（G S L 養成）、コーディネーター養成
新任者（通級指導教室、特別支援学級）、教育相談 等
- ・ 自ら目標をもって受講する希望研修
I C T 活用研修、授業力向上研修、教育課題研修、職能別スキルアップ研修 等

学校支援

学校支援の充実

■ 拡大要請訪問等による授業づくりの支援

- ・指導主事による学校支援
- ・学習指導に係る指導資料の作成
- ・教育課程研究会の開催及び教育課程編成の支援

■ 研究推進校等による実践研究の支援

- ・研究推進校による特色のある学校づくりの推進
- ・各教科研究会等との関連事業の推進

■ T'sスクエアを活用した「学び続ける教員」の支援

- ・会議研修コーナーを活かした研修機会の充実、個人研修、少人数での会議、授業づくり等の相談の充実

■ ICT機器の活用及び計画的な整備

- ・研修による活用支援と教育の情報化推進計画に基づく計画的な機器整備

■ 校務支援システムの運用及び充実

- ・令和2年4月新校務支援システム運用開始

■ 不登校の未然防止、早期対応・解決に向けた取組の強化

- ・不登校児童生徒への支援
ゆうゆう広場を活用した支援、不登校対策連絡会議による関連機関との連携強化

■ 第2期 特別支援教育推進計画の着実な推進

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育的ニーズに応じた多様な学び場の整備
- ・学校支援ネットワークの充実
- ・教職員の専門性の向上
- ・相談や保護者支援の充実

■ ALT・理科支援員等の配置

教育相談

多くの機能を生かした相談体制の充実

特別支援教育に関する相談及び就学、進学、入級相談等

- ・ 特別な教育的ニーズのある子どもの相談や支援の充実
- ・ 学校からの特別支援教育に関する相談の充実
- ・ 学校コンサルテーション

電話・不登校家庭訪問・来所面談相談

- ・ 電話相談（特別支援教育、いじめ、不登校等）、子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談
- ・ 溝口相談室、塚越相談室での来所面接相談（特別支援教育、いじめ、不登校等）
- ・ 小学校、中学校を対象とした不登校家庭訪問相談

スクールカウンセラー配置・学校巡回カウンセラー派遣

- ・ 中学校、高等学校を対象としたスクールカウンセラー配置
- ・ 小学校、特別支援学校を対象とした学校巡回カウンセラー派遣

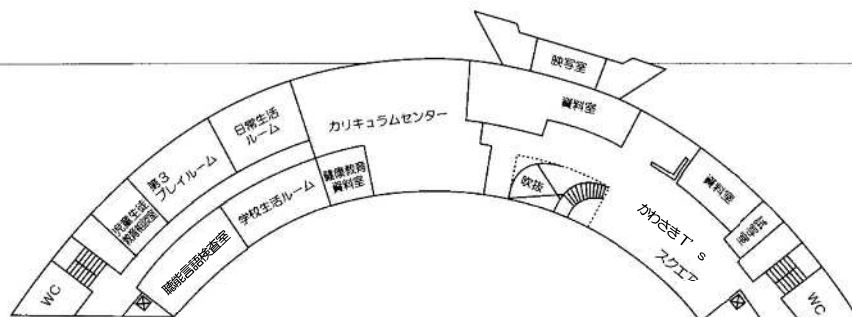
インターネット問題相談窓口の設置

- ・ 川崎市立学校インターネット問題相談窓口設置によるネットいじめやトラブル、依存等への相談対応

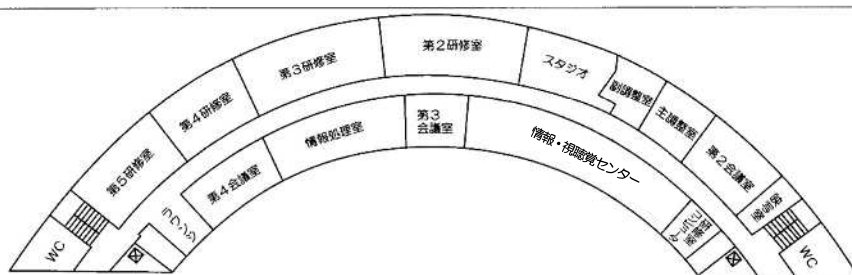
センター事業の周知

研究報告会・拡大要請訪問・所報・センター通信・ホームページ等、広報手段や機会を生かしたセンター事業の周知

2F



3F



	部屋名	面積 (㎡)	定員		部屋名	面積 (㎡)	定員
地階	第1理科研修室	95.76	40	2階	カリキュラムセンター	227.26	
	理科準備室	101.81			かわさきT'sスクエア	377.55	
	第2理科研修室	95.76	36		日常生活ルーム	72.63	
	技術工芸研修室	106.05	30		学校生活ルーム	68.77	
	家庭科研修室	143.24	30		第3プレイルーム	121.05	
	音楽研修室	113.19	30		児童生徒教育相談室	40.35	
	美術研修室	113.05	20		聴能言語検査室	74.06	
	第6研修室	111.32	40		健康教育資料室	31.75	
	運動機能検査室	131.32					
	作業能力検査室	105.66					
1階	総務室	80.7		3階	情報・視聴覚センター	158.7	
	所長室	26.45			第2会議室	92.82	22
	応接室	26.45			第3会議室	42.32	18
	印刷室	25.45			第4会議室 (A・B)	63.48	28
	第1研修室	276.08	250		第2研修室 (コンピュータ)	121.05	42
	ギャラリー	34.39			第3研修室 (コンピュータ)	121.05	36
	第1会議室	52.9	12		第4研修室	80.7	42
	教育相談センター	75.51			第5研修室	84.75	48
	第1プレイルーム	58.73			コンピュータ研修室	26.45	
	第2プレイルーム	102.35			主調整室	48.42	
	相談室 (5室)	102.35			スタジオ・副調整室	121.05	
	多目的相談室	47.61			情報処理室	95.22	
	相談スタッフルーム	100.68					
	特別支援教育センター	42.32					

施設概要

● 総合教育センター ●



第1研修室



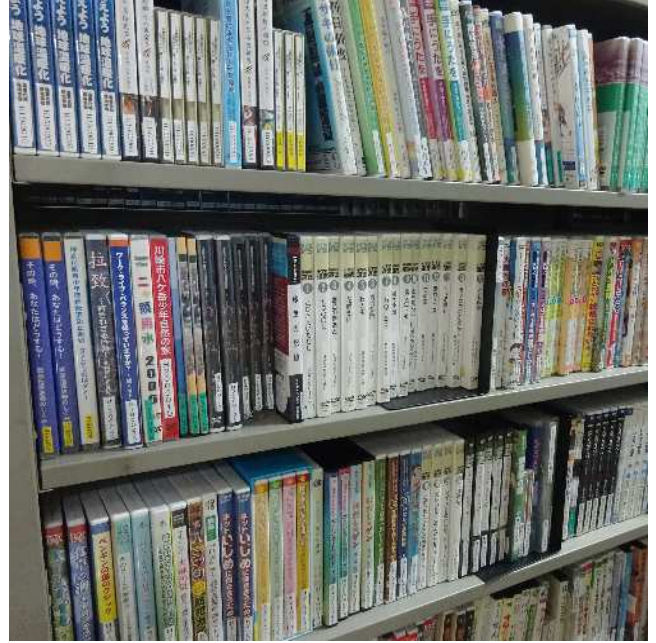
第2会議室

かわさき
T's・
スクエア

ICT
コーナー



● 総合教育センター ●



第2
プレイ
ルーム

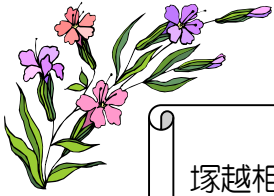
視聴覚
資料

第3研修室

美術研修室



● 塚越相談室・ゆうゆう広場 ●



塚越相談室・ゆうゆう広場さいわい



塚越相談室・ゆうゆう広場さいわい



塚越相談室 プレイルーム



ゆうゆう広場さいわい 学習室

ゆうゆう広場たま



ゆうゆう広場たま



ゆうゆう広場たま プレイルーム



ゆうゆう広場あさお



ゆうゆう広場あさお



ゆうゆう広場あさお プレイルーム



ゆうゆう広場あさお 学習室

ゆうゆう広場みゆき



ゆうゆう広場みゆき



ゆうゆう広場みゆき ゆったりコーナー



ゆうゆう広場なかはら



ゆうゆう広場なかはら 学習室



ゆうゆう広場なかはら



ゆうゆう広場なかはら プレイルーム

ゆうゆう広場たかつ



ゆうゆう広場たかつ プレイルーム



ゆうゆう広場たかつ



ゆうゆう広場たかつ 多目的ホール



条例・規則・要綱

川崎市総合教育センター条例

昭和61年3月31日
条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条～第8条)
- 第2章 教育センター(第9条)
- 第3章 特別支援教育センター(第10条)
- 第4章 視聴覚センター(第11条～第14条)
- 第5章 雑則(第15条・第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談を行い、もって本市における教育の充実及び振興を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 川崎市総合教育センター(以下「センター」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川崎市総合教育センター	川崎市高津区溝口6丁目9番3号

(構成等)

第3条 センターは、教育センター、特別支援教育センター及び視聴覚センターをもって構成する。

2 センターは、総合的な教育機関として有機的に運営されなければならない。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(入所等の制限)

第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、管理上支障があると認められた者については、入所を断り、又は退所させることができる。

(使用者)

第6条 センターを使用できる者は、市立の教育機関に勤務する教育関係職員その他教育委員会規則で定めるものとする。

(使用許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、センターの使用について管理上支障があると認めるときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

第2章 教育センター

(事業)

第9条 教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員に対する研修に関すること。
- (3) 教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

第3章 特別支援教育センター

(事業)

第10条 特別支援教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 特別支援教育に関する調査研究に関すること。
- (2) 特別支援教育関係職員に対する研修に関すること。
- (3) 特別支援教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。
- (4) 心身障害児に対する教育相談に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業に関すること。

第4章 視聴覚センター

(事業)

第11条 視聴覚センターは、次の事業を行う。

- (1) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。
- (2) 視聴覚教育関係職員等に対する研修及び指導に関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する情報の作成、収集及び提供に関すること。
- (4) 視聴覚機材教材(以下「機材等」という。)の整備及び貸出しに関すること。
- (5) 市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーに対する指導及び援助に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(機材等の貸出し)

第12条 視聴覚センターの機材等の貸出しを受けようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(貸出しの取消し等)

第13条 委員会は、視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者がその使用目的に反して機材等を使用したときその他教育委員会規則に定める理由に該当するときは、貸出しの許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(転貸の禁止)

第14条 視聴覚センターの機材等の貸出しを受けた者は、これを転貸してはならない。

第5章 雑則

(損害の賠償)

第15条 センターを使用する者は、センターの施設、設備及び機材等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和61年4月28日規則第37号で昭和61年5月1日から施行)(川崎市教育研究所設置条例の廃止)
- 2 川崎市教育研究所設置条例(昭和32年川崎市条例第10号)は、廃止する。

附 則 (平成2年3月30日条例第18号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月21日条例第47号)

この条例は、平成9年11月25日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日条例第18号) 抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
 - (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
 - (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
 - (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
 - (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
 - (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
 - (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
 - (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
 - (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

附 則 (令和6年6月28日条例第48号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は規則で定める日から施行する。(後略)

目次

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 教育センター(第6条・7条)
- 第3章 特別支援教育センター(第8条・9条)
- 第4章 視聴覚センター(第10条～第17条)
- 第5章 雑則(第18条～第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市総合教育センター条例(昭和61年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、川崎市総合教育センター(以下「センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称位置等)

第2条 条例第2条に掲げるセンター以外の施設の名称及び位置並びに同所においてセンターが実施する事業の全部又は一部については、別表のとおりとする。

(使用者)

第3条 条例第6条に規定するその他教育委員会規則で定めるものとは、教育相談を利用しようとする者、教育委員会(以下「委員会」という。)にあらかじめ視聴覚機材教材の貸出しを受けるため利用登録をした団体その他委員会が適当と認めた者とする。

(使用申請)

第4条 条例第7条の規定によりセンターの施設及び設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第5条 条例第8条に規定するその他教育委員会規則が定める理由とは、使用目的に反したとき、虚偽その他不正の行為により許可を受けたとき、その他条例又はこれに基づく規則に違反したときとする。

第2章 教育センター

(教育相談)

第6条 教育相談を利用しようとする者は、あらかじめ教育センターに申込みのうえ教育相談を受けるものとする。

2 教育相談は、面接相談及び電話相談とする。

(備付書類)

第7条 教育センターは、教育相談に関し、次に掲げる書類を作成し常に整理しておかなければならない。

- (1) 教育相談票
- (2) 教育相談台帳
- (3) 教育相談個人票

第3章 特別支援教育センター

(教育相談)

第8条 教育相談を利用しようとする者は、あらかじめ特別支援教育センターに申込みのうえ教育相談を受けるものとする。

2 教育相談は、面接相談及び電話相談とする。

(備付書類)

第9条 特別支援教育センターは、教育相談に関し、次に掲げる書類を作成し常に整理しておかなければならない。

- (1) 教育相談票
- (2) 教育相談台帳
- (3) 教育相談個人票

第4章 視聴覚センター

(団体登録)

第10条 視聴覚機材教材(以下「機材等」という。)の貸出しを受けられる者は、活動拠点又は代表者の住所が川崎市内にあり、教育文化活動のために機材等を利用する団体で、あらかじめ委員会に対し機材等利用団体登録申請書を提出のうえ機材等利用登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けたものとする。

2 登録証の有効期間は、その発行月日を問わず発行年度から3年間とし、その終期は最終年度の3月31日とする。

3 登録証の交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

4 登録団体は、登録証を譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出申出)

第11条 登録団体が機材等の貸出許可を受けようとするときは、あらかじめ電話にて委員会に申し出のうえ、その許可を受けなければならない。

(貸出し及び返納窓口)

第12条 機材等の貸出し及び返納窓口は、市民館及び教育文化会館の視聴覚ライブラリーで行うものとする。

(機材等の受領)

第13条 規則第11条の規定により機材等の貸出許可を受けた者は、貸出窓口に登録証を呈示し、機材等貸出受領書に必要な事項を記入のうえ機材等を受領するものとする。

(貸出数量及び期間)

第14条 機材等の1回の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、委員会が相当の理由があると認めた場合は、この限りでない。

品名	数量	期間
16ミリ映画フィルム	5本以内	7日
16ミリ映写機	1台	
録音・録画教材	5本以内	
録音・録画機材	1台	
スクリーン	2本以内	
暗幕	10枚以内	
投影機材	1台	

(返納)

第15条 機材等の貸出しを受けた者は、定められた期日までに、機材等利用報告書を添えて返納しなければならない。

(貸出しの取消し等)

第16条 条例第13条に規定するその他教育委員会規則に定める理由とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた機材等を使用するにあたり、第三者から対価を徴収したとき。

- (3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) 市の事業の執行上やむを得ない理由が生じたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(貸出しの停止)

第 17 条 委員会は、貸出期間経過後なお機材等を返納しない者その他この規則及びセンターの管理上必要な指示に従わないものに対しては、機材等の貸出しを一定期間停止又は禁止することができる。

第 5 章 雑則

(遵守事項)

第 18 条 使用者は、委員会が指示した事項を遵守しなければならない。

(附属様式)

第 19 条 この規則の施行について必要な書類の様式は、教育長が定める。

(委任)

第 20 条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日教委規則第 2 号抄)

(施行期日)

1 この改正規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 2 月 21 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 1 月 30 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中附則の次に別表を加える改正規定(子育て支援事業の部中子育て広場かわさき及び子育て広場ふるいちばの項を除いた項の部分に限る。)は、別に教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 15 年 7 月 23 日教委規則第 10 号で平成 15 年 10 月 1 日から施行)

附 則(平成 16 年 10 月 4 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 30 日教委規則第 10 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日教委規則第 5 号抄)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 28 日教委規則第 8 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 26 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規則第 12 号)

この規則中第 1 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の規定は、平成 28 年 5 月 1 日から、その他の規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

事業名	実施場所	
	名称	位置
研究・研修事業	川崎市教育会館	川崎市中原区下沼部1, 709番地4
教育相談事業	川崎市総合教育センター 塚越相談室	川崎市幸区塚越1丁目60番地
適応指導教室事業	ゆうゆう広場みゆき	川崎市幸区戸手4丁目4番3号
	ゆうゆう広場さいわい	川崎市幸区塚越1丁目60番地
	ゆうゆう広場なかはら	川崎市中原区下小田中2丁目17番1号
	ゆうゆう広場たかつ	川崎市高津区溝口4丁目19番2号
	ゆうゆう広場たま	川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号
	ゆうゆう広場あさお	川崎市麻生区上麻生4丁目25番1号

川崎市総合教育センター処務規則

昭和61年4月28日
教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市総合教育センター条例(昭和61年川崎市条例第25号)第2条の規定に基づき設置された川崎市総合教育センター(以下「総合教育センター」という。)の組織及び事務分掌を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 総合教育センターの内部組織は、次のとおりとする。

総務室

カリキュラムセンター

情報・視聴覚センター

特別支援教育センター

教育相談センター

(事務分掌)

第3条 総合教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。

総務室

- (1) 総合教育センターの公印及び文書の管理に関する事。
- (2) 総合教育センター内の連絡調整に関する事。
- (3) 総合教育センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (4) 総合教育センターの広報に関する事。
- (5) 運営委員会に関する事。
- (6) 各種団体、教育機関等との事務連絡に関する事。
- (7) 教育会館、塚越相談室及びゆうゆう広場の維持管理に関する事。
- (8) その他他の所管に属しない事。

カリキュラムセンター

- (1) 学校教育におけるカリキュラムの開発(以下「カリキュラム開発」という。)に係る調査研究に関する事。
- (2) 学校教育における各教科、道徳、小学校外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(以下「各教科等」という。)に係る調査研究に関する事。
- (3) 学校教育における教育経営、児童生徒指導等の教育課題(以下「教育課題」という。)に係る調査研究に関する事。
- (4) カリキュラム開発、各教科等及び教育課題に係る指導助言及び研修に関する事。
- (5) 研究及び研修の総括に関する事。
- (6) 研究紀要の発行及び研究報告会の開催等に関する事。
- (7) 副読本の作成に関する事。
- (8) 外国語指導助手配置事業に関する事。
- (9) 海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒に係る教育相談、日本語教育等に関する事。
- (10) 教職員の資質向上及び指導改善研修に関する事。

情報・視聴覚センター

- (1) 情報教育に係る調査研究に関する事。
- (2) 視聴覚教育に係る調査研究に関する事。
- (3) 情報教育及び視聴覚教育に係る指導助言及び研修に関する事。
- (4) 市立学校及び総合教育センターの情報機器整備に関する事。
- (5) 市立学校コンピュータネットワークシステムに関する事。
- (6) 視聴覚教材の収集及び開発に関する事。
- (7) 視聴覚機材教材の貸出し、利用相談及び普及に関する事。

特別支援教育センター

- (1) 特別支援教育に係る調査研究に関する事。
- (2) 特別支援教育に係る指導助言及び研修に関する事。

- (3) 特別支援教育に係る教育相談に関すること。
- (4) 障害のある児童生徒等に係る就園及び就学の相談等に関すること。
- (5) 障害のある生徒に係る職業能力適性評価等に関すること。

教育相談センター

- (1) 教育相談に関すること。
- (2) 適応指導教室の運営、相談指導学級との運営協力及び自然体験等の活動事業に関すること。
- (3) 教育相談に係る調査研究に関すること。
- (4) 教育相談に係る指導助言及び研修に関すること。

(職員)

第4条 総務室、カリキュラムセンター、情報・視聴覚センター、特別支援教育センター及び教育相談センターに室長を置く。

2 総合教育センターに担当部長、担当課長、課長補佐、指導主事、担当係長及び主任を置くことができる。

(職務等)

第5条 所長及び室長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導、研究及び研修に関する事務に従事する。

3 担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、あらかじめ定められた担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

4 主任は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、担当事務を処理する。

(職務の代理)

第6条 所長、担当部長、室長、担当課長、課長補佐及び担当係長に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

(川崎市教育研究所処務規則の廃止)

2 川崎市教育研究所処務規則(昭和44年川崎市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和62年3月25日教委規則第5号) 抄

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月26日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日教委規則第6号)

この改正規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月22日教委規則第2号)

この改正規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第5号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月21日教委規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月30日教委規則第1号) 抄

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月20日教委規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日教委規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日教委規則第5号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教委規則第11号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月12日教委規則第2号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月13日教委規則第2号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日教委規則第5号抄)
(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市総合教育センターの施設等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合教育センター条例（昭和61年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）及び川崎市総合教育センター運営規則（昭和61年川崎市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、川崎市総合教育センター（以下「センター」という。）の視聴覚機材教材の貸出しを除く施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

第2条 センターの施設等の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、必要と認めるときは、使用時間を変更し、又は臨時に閉館し、若しくは、休館することができる。

(1) 使用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(使用申請及び許可)

第3条

- 1 センターの施設等の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用日の3日前までにセンターに電話で申し込むとともに、川崎市総合教育センター施設使用申込書（以下「申込書」という。）をセンター総務室に提出し、センター所長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申込みは、川崎市簡易版電子申請サービス（市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付サービスをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定により申請書に記載すべき事項は、所定の入力フォームへの入力方法によるものとする。
- 3 センター総務室は前2項に基づく申込みを審査の上、川崎市総合教育センター施設使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用の中止)

第4条 希望者は、使用を中止する場合は、直ちにその旨をセンター総務室に連絡するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

案内図

川崎市総合教育センター

〒213-0001 川崎市高津区溝口6丁目9番3号

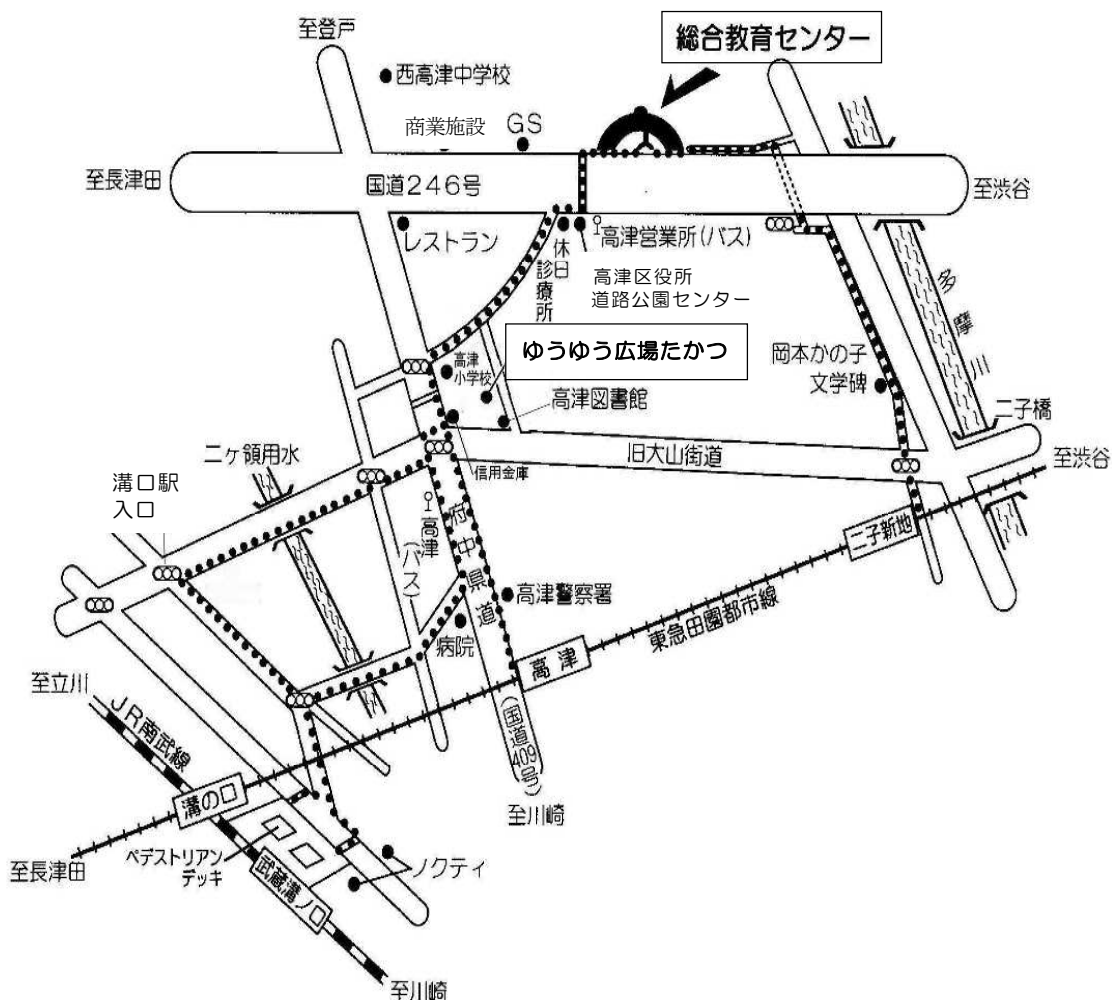
TEL 044-844-3600

FAX 044-844-3604

E-mail 88csomu@city.kawasaki.jp

<交通機関>

- 電車
 - ・南武線 武蔵溝ノ口駅から徒歩 20分
 - ・東急田園都市線 溝の口駅から徒歩 20分
 - ・ // 高津駅から徒歩 15分
 - ・ // 二子新地駅から徒歩 10分
- バス
 - ・武蔵小杉駅から溝の口駅行（市営・東急）
「高津」下車 徒歩 10分
 - ・向ヶ丘遊園駅東口から二子玉川駅行（東急）
「高津営業所前」下車 徒歩 0分



ゆうゆう広場たかつ

〒213-0001 川崎市高津区溝口4丁目19番2号

TEL 044-814-0778 ・ FAX 044-829-6237

<交通機関>

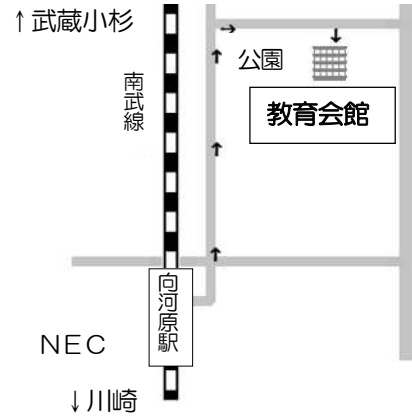
- 電車
 - ・南武線 武蔵溝ノ口駅から徒歩 13分
 - ・東急田園都市線 高津駅から徒歩 7分

川崎市教育会館

〒211-0011 川崎市中原区下沼部 1709 番地4
TEL 044-433-9105・FAX 044-433-9941

<交通機関>

- 電車
- ・南武線 向河原駅から徒歩3分



川崎市総合教育センター塚越相談室

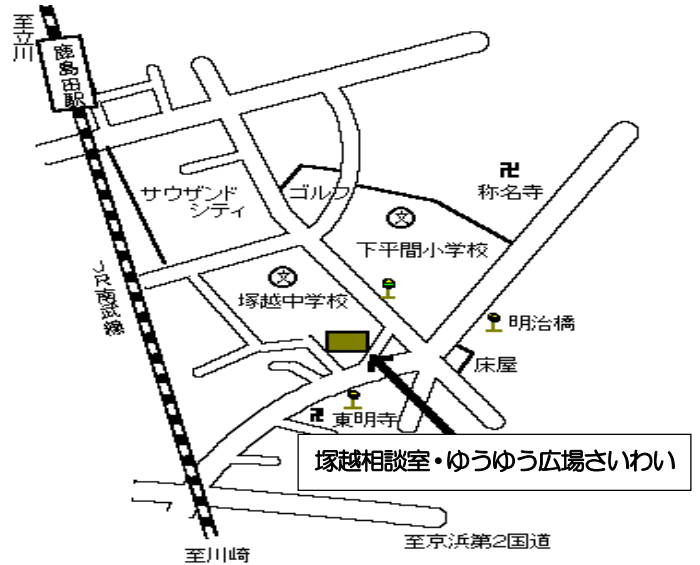
〒212-0024 川崎市幸区塚越 1 丁目 60 番地
TEL 044-541-3633・FAX 044-511-3156

ゆうゆう広場さいわい

〒212-0024 川崎市幸区塚越 1 丁目 60 番地
TEL 044-544-6381・FAX 044-511-3156

<交通機関>

- 電車
- ・南武線 鹿島田駅から徒歩8分

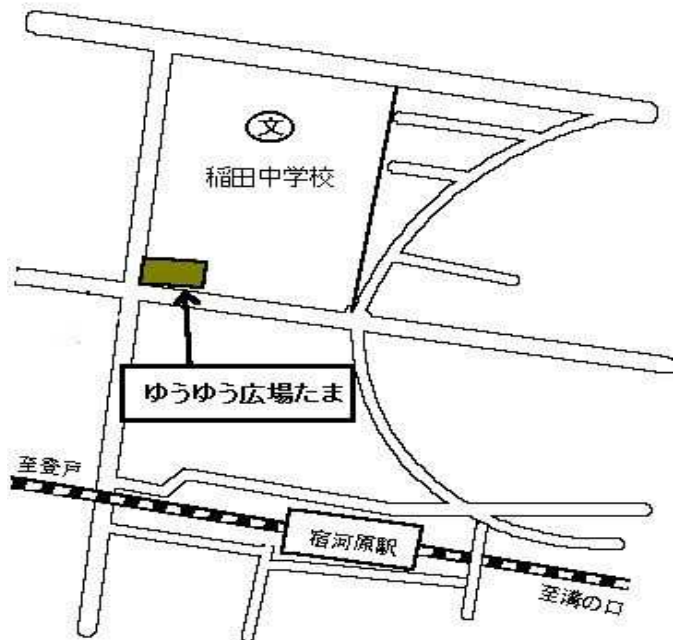


ゆうゆう広場たま

〒214-0021 川崎市多摩区宿河原 4 丁目 1 番 1 号
TEL/FAX 044-932-0981

<交通機関>

- 電車
- ・南武線 宿河原駅から徒歩5分



ゆうゆう広場あさお

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生4丁目25番1号

TEL/FAX 044-953-2021

<交通機関>

●電車

・小田急線 新百合ヶ丘駅から徒歩14分

●バス(市営・小田急)

・「山口台中央」下車 徒歩3分



ゆうゆう広場みゆき

〒212-0005 川崎市幸区戸手4丁目4番3号

TEL/FAX 044-541-0747

<交通機関>

●電車

・南武線 川崎駅西口北から徒歩17分

●バス(市営・東急)

・「遠藤町」下車 徒歩3分

・「戸手アパート前」下車 徒歩3分



ゆうゆう広場なかはら

〒211-0041 川崎市中原区下小田中

2丁目17番1号

TEL/FAX 044-755-1622

<交通機関>

●電車

・南武線 武蔵中原駅から徒歩5分



川崎市総合教育センター要覧

令和8年2月発行

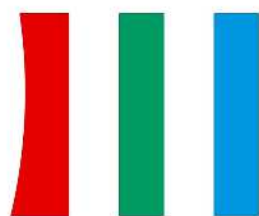
編集・発行 川崎市総合教育センター

所在地 川崎市高津区溝口6丁目9番3号

TEL 044-844-3600

FAX 044-844-3604

E-Mail 88csomu@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市